

2013年10月4日

文部科学大臣 下村 博文 殿

香料自肅を求める会
化学物質問題市民研究会
日本消費者連盟関西グループ
反農薬東京グループ

連絡先：

- ・化学物質問題市民研究会
代表 藤原寿和
担当者 事務局長 安間節子
〒136-0071
東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル 4階
TEL/FAX 03-5836-4358 (2013年12月まで)
Eメール syasuma@tc4.so-net.ne.jp
URL <http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/>
- ・香料自肅を求める会
代表 小沢祐子
TEL 090-2925-2022
Eメール youkosus21n@yahoo.co.jp

学校等における香料自肅に関する要望

私たちは、化学物質により健康影響を受けている者およびその家族による団体、及び支援団体です。公立・私立を含む幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校、大学、専門学校など学校等(以下、「学校等」)における子どもや大人たちの香料曝露による健康影響に懸念を覚えています。

貴省では、平素より「学校環境衛生管理マニュアル」の他、パンフレット「健康的な学習環境を確保するためにー有害な化学物質の室内濃度低減に向けてー」(平成23年3月発行、以下、「パンフレット」)¹⁾や、参考資料「健康的な学習環境を維持管理するためにー学校における化学物質による健康障害に関する参考資料ー」(平成24年1月発行、以下、「参考資料」)²⁾等を通して、さまざまな基準を示し、園児、児童、生徒、学生(以下、「児童生徒等」)を守る手立てをとってくださっていることに感謝を申し上げます。

近年、学校や病院などで、殺虫剤や農薬曝露による健康影響が問題となり、微量でも人の神経の発達に影響を及ぼすことが明らかになって、殺虫剤や農薬の使用については、法令等の他、通知等によっても人の健康被害を防止する対策がとられるようになってきました³⁾。しかし、農薬以外の化学物質、例えば香料等にも様々な健康影響が懸念され、健康被害の訴えも増えていますが、香料等は、業界による自主規制はあるものの、日本では、具体的な法的な規制はなく、学校等においても、香料によって引き起こされる様々な症状

に苦しむ児童生徒等や保護者の多くが、問題の解決に多大な困難を感じています。憲法第25条1項の「生存権」や、憲法第13条に規定される「幸福追求権」、教育基本法第4条「教育を受ける権利」が侵害されてしまう深刻な事例もあります。

どうか、安全で健康を脅かされることなく、能力の発達に応じた教育を受けられるはずの学校で、香料に暴露して健康を害され、望む教育が受けられなくなってしまうような現状をこのまま放置しないでください。

下記の要望をいたします。後述の【理由】をご精読の上、【参考資料及び添付資料】をご参照ください。なお、お忙しいところ大変恐縮ですが、11月10日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 以下の内容について、各自治体の教育委員会にご指導ください。その際、基準またはポスター案などの参考を例示してください。

(1) 学校等で働く教員や職員等学校関係者、また児童生徒等および保護者に、強い香りの着香製品の使用を自粛するように呼びかけてください。その際、アレルギーや喘息の児童生徒が増えていることや、学校は強い香りの香粧品をつけてくるような場所ではないことなども伝えて、特に化学物質過敏症やアレルギーなど配慮が必要な児童生徒が在籍している場合は、当該児童生徒への配慮だけを強調するのではなく、いじめなどの2次的被害が生じないようにしてください。

(2) 添付資料のポスター要望案（生徒向けおよび保護者向け）^{4,5)}をもとに「香料自粛のお願い」のポスターを作成し、学校等の校舎内、玄関、行事案内立て看板等に掲示して関係者に啓発をはかるとともに、年度初めに保護者向けポスターの内容をチラシ（ポスター縮小版）として配布してください。また、行事の案内文書に来校(園)時の注意事項として香料自粛の配慮を求める文を記載してください。

(3) 児童生徒等に、現実に香料暴露による被害者がいることや、香料暴露によるさまざまな健康被害の可能性についても啓発してください。

(4) 学校等や都道府県および市町村教育委員会のホームページを通じて、学校等における香料自粛について啓発してください。

(5) 学校等では、芳香剤や、清掃業務において香料を含む製品を使用しないでください。

(6) 教室内に香料臭が充満することがないよう、普段から空気質に配慮し、冷暖房の使用中也換気に留意するなど、毎日の換気を徹底してください。また、児童生徒等にも、保健だより等で換気をしない場合の室内空気汚染のリスクや換気の必要性等の情報を伝えて、季節を問わず換気の励行を呼びかけてください。

(7) 入学試験や部活動の大会等においても、関係者や参加者に、強い香りの着香製品等の使用を自粛するように参加案内文書等で呼びかけてください。

2. 参考資料「健康的な学習環境の維持管理のために」を各学校等に改めて周知徹底してください。また、参考資料を改訂し、建材や家具、備品だけでなく、個人使用の香料の問題性や健康影響について明記してください。

3. 学校等における香料暴露と健康被害の問題について、保護者、児童、教職員へのアンケート、聞き取り調査を行ってください。

以上

【理由】

貴省は前述のパンフレットで、主な化学物質の発生源となる可能性のある日用品として芳香剤、消臭剤、洗剤等をあげて、清掃で使用する洗剤も「化学物質が発生しない、又は、発生が少ないものを選定することが必要」と明記し、また、参考資料の中の3(3)学校用備品の購入などに関する留意点や4(2)施設管理等に関する留意点で、洗剤や消臭剤も放散源となる可能性があり、備品の購入に際して注意が必要であることや、芳香剤・消臭剤は可能な限り使用しないようにすることなどを示していらっしゃいます。

しかしながら、学校の備品等では揮発性の化学物質に注意を払うよう求められていますが、現状は、児童生徒等によって様々な芳香臭が学校に持ち込まれ、それが放散源となって教室の空気が汚染され、学校における新たな化学物質による健康障害の問題が生じています。

私たちの生活環境は、洗濯洗剤・柔軟剤・石鹼・ボディシャンプー・シャンプー・整髪料・制汗剤・汗ふきシート・化粧品・香水・アロマオイル・芳香剤・消臭剤・虫よけ剤など着香製品への香料依存が強まり、子どもも大人も日常的に香料に曝されるようになってきました^{6,7)}。特に柔軟剤市場はこの数年右肩上がりに伸びており、各メーカーが残香性を高めた製品を開発、製品中の香料も増量して強い香りが長く続く製品が増え、さらに最近では洗濯の際に使用する着香のみを目的とした製品まで登場しました⁷⁾。衣類用洗剤、柔軟剤などは、香水等着香のみを目的とする製品と異なり、使用者自身が着香について無自覚となりやすく、特に注意が必要です。

現在、大勢の人たちが、香料で健康被害を受けています。参考資料を見てください。香料で健康影響を受けるのは化学物質過敏症の患者だけではありません。アレルギー、喘息、偏頭痛の患者など、香料等によって症状が引き起こされる可能性のある疾患に苦しむ人は大勢います⁸⁻¹¹⁾。

環境省は今年6月に始まった女性クールビズで柔軟剤や制汗剤等の使用を推奨していましたが、健康被害を受ける人が増えるとの市民団体等の多数の声をを受けて、すぐに着香製品の推奨を撤回しました⁸⁾。

医薬食品局の「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」によれば、近年、芳香・消臭・脱臭剤の吸入事故等の報告件数が、年度により減少もありますが増加し続け、平成12年度の44件から、17年度には80件を超え、23年度は105件とこの10年で倍増しています¹²⁾。

消費者庁と国民生活センターの事故情報データベースにも、「柔軟剤」や「合成洗剤」、「芳香剤」などの「香料」による健康被害の訴えが数多く報告されています¹³⁾。例えば、「柔軟剤」で検索すると、2009年からの累計で、2013年9月19日現在128件もの事故情報が確認できます。新聞報道によると2009年は5件、2012年は48件と急増したとのことですが⁸⁾、今年はさらに増加しています。

柔軟剤による体調不良や健康被害に関する新聞報道が続いていたところ⁸⁾、9月19日に国民生活センターの「柔軟仕上げ剤」に関する報道発表があり¹⁴⁾、多くのメディアが取り上げました。相談内容で危害情報の件数が急増、体調不良や呼吸器障害などの危害が91%を占めており、同センターは、消費者への注意喚起をするとともに、業界にも「(商品の注意表示や啓発活動など)においが与える周囲への影響について配慮を促すような取り組みを行うよう」求めました^{8,14)}。2012年に実施した商品テストでは、洗濯物を室内に干した際の室内空気中の揮発性有機化合物(VOC)を分析すると、いくつかの成分は香料原料や香料の溶剤として使われる化学物質と推定され、総揮発性有機化合物(TVOC)の室内濃度は、強い芳香の製品が微香の製品より3倍から7倍も高く⁸⁾、最も濃度が高かった製品では、一定の換気がされている状態で干してから1時間後に厚生労働省の定める室内濃度の暫定目標値 $400\mu\text{g}/\text{m}^3$ の3分の1を超えていました¹⁴⁾。

学校等でも同様です。強い香りの洗剤や柔軟剤等のコマーシャルが目立つようになるに伴い、教室にも様々な芳香臭があふれるかようになってきました。今回の要望書提出にあたって、香料への暴露体験事例¹⁵⁾を募集したところ、次のような現状を訴える人もいました。「ノート、筆箱、教科書、プリント類、弁当箱(の内側まで)、ステンレスボトル、衣類(ウールのセーター、靴下、肌着や下着に至るまで)、マスク、ハンカチ、リュックなど、学校に持って行った物は、すべて強烈な芳香臭をつけて帰ってきます。衣類については、洗っても移り香がとりきれない状況で、それらの物を家に置くだけで、家の中に強い芳香臭が放出され、芳香商品を使用しているかようになってしまいます。」教室の空気は、それだけ香料で汚染されているという事になります。高校生の息子さんは香料で気道粘膜の症状や強いにおいで集中力減退が生じ、また、ご家族はこうした芳香臭によって息苦しさ、喉の圧迫感、側頭葉の圧迫感、頭痛、肩のこわばり、腕の筋力低下、不安症状、記憶障害、味覚障害等さまざまな症状に苦しんでいるそうです¹⁵⁾。

各地の学校で、教師や保護者の香水や化粧品、友達の柔軟剤の香料などに曝露して苦しんでいる子どもたちがいます。添付資料の「香料暴露体験事例集」¹⁵⁾をご覧ください。

小学生の時から、洗剤等の香料、デパート等の色々な香料入りの商品の香り、匂いに敏感で、頭痛、眠気、身体がだるくなっていたというお子さんは、学校の先生の化粧品、衣服に残る洗剤等の香り、リンス、トリートメントの香料も頭が痛くなると訴えています¹⁵⁾。

また、やはり小学生の頃からおいに敏感だったという別のお子さんは、周りの友達の服の柔軟剤、合成洗剤の香りで気分が悪く、体がだるくなり、頭痛は夜になっても治まらず、不眠、頻尿がひどくなるなどの症状に苦しみ、その後次々と頭痛が起こるものが増えていったそうです¹⁵⁾。

中学、高校と学年が上がると、柔軟剤やシャンプーだけでなく、制汗剤や香水、整髪料を使用する生徒も増えてきます。ある保護者の方は「ティーン向けの雑誌には、香りつきの物の広告が所せましと氾濫し、子供たちの間では香りをつけていないとタブー視されるくらい」と訴えます¹⁵⁾。

先の小学生の時からにおいに敏感だったというお子さんは2人とも、中学進学後には、同級生が部活の朝練習の後に使用する制汗剤や全身ローションの香りに頭痛がする、頭痛や気分が悪くなる日が増えたと訴えています¹⁵⁾。

ある青年は、中学2年生の時にクラスの女子生徒が香水を落とした際に揮散した香水の匂いを吸ってしまい昏倒、15分間くらい昏睡状態が続き、頭痛が酷かったことを覚えていると振り返っています¹⁵⁾。

また、ある高校生は、暑くなりクーラー使用のため窓が閉め切られるようになると、頭痛、倦怠感、リンパ腺の腫れなどの症状が顕著になり、教室にいられる時間が少なくなって、大学進学を考えて勉強したいと進んだ高校で、授業が思うように受けられなくなってしまいました¹⁵⁾。

別の十代の青年は、小学4年で化学物質過敏症と診断を受けて以来、登校をあきらめ、自宅での自学自習を続けています。自宅近くの小学校で毎年夏に行われる行事の参加者の香料入り製品で体調不良になり、強い眠気、倦怠感、食欲不振、鼻血、自律神経失調症、平衡感覚異常等に一週間くらい悩まされるそうです¹⁵⁾。

香料が原因で教育を受ける権利を奪われてしまうような、理不尽な状況を改善していただく手立てをとっていただくことはできないのでしょうか。

学校側の対応が事態を深刻化させる場合もあります。ある市民団体の調べでは、香料など化学物質による健康被害を訴えても、教師や友達から理解されず、訴えたことが虐めの原因となって更なる被害に苦しむことになった例や、声を挙げることも出来なような例、公立学校の無理解に疲れ果て、第2子は理解のある県外私学に進学させた例、教室に充満する香料臭が耐え難く保健室登校していたところ、担任教師の暴言で登校拒否から退学に至った事例もあったとのこと¹⁶⁾。

また、新聞報道によると、岐阜県の化学物質過敏症に関する2010年の調査では、原因となる物質として、芳香剤・消臭剤や香水・制汗剤・整髪料をあげる児童生徒が多く、主な症状として頭痛や皮膚のかゆみ、のどの痛みやめまい等の症状が出ると訴えています⁸⁾。

岩手県の2010年の小学校の工事では22人の児童がシックスクール症候群を発症し、重症化した子どもたちは今も不自由な学校生活を続けています。ある生徒は、頭痛や疲労感、息苦しきで一日の最後の授業まで受けることが難しく、中学校では、制汗剤に暴露して強い頭痛や吐き気に苦しむ、冬期になって暖房が稼働されると洗剤や柔軟剤の化学物質が揮発するようになって登校できなくなるなど、3年が経過してもなお症状に苦しめられています⁸⁾。

いつ、何が、発症や重症化の引き金になるかわからず、取り返しのつかない事態になることもあります。柔軟剤の香りがきっかけで、光に過敏になり暗い部屋に閉じこもることになった人がいます⁸⁾。教師の整髪料や生徒の制汗剤、机にかけられた香水、来校した卒業生の香水など、香料や香水に繰り返し暴露し、寝たきりになるほど重症化してしまった生徒もいます。重症化するまでに、それまでなかった喘息症状の出現など悪化の経過をたどっていますが、学校は、なぜもっと早く適切な対応で、生徒を保護することができなかったのでしょうか^{8,17)}。

化学物質過敏症の患者の80%以上が症状を誘発するものとして香料をあげていますが、発症や重症化の原因ともなりうるものです。化学物質過敏症は、重症化すると外出が困難

になり、日常生活にも困るだけでなく、教育の機会を奪われ、就職や将来の仕事の夢や可能性も狭められてしまう、本当に深刻な病気です⁸⁾。

大学の下見をしてとても通うことができないと進学をあきらめ、息が苦しくならず症状が出ることなく働ける就職先を探しても難しく、自分の力で道を切り開いていこうとしている人もいますが、大変険しい道のりです⁸⁾。シックスクールで化学物質過敏症を発症した学校職員や教員もいますが、大人になってから職場で発症した人にとっても、再就職や職場の理解を得ての復帰は困難を極めます^{8,15)}。

文科省の健康調査でも喘息やアレルギーの児童生徒が増えています。特に子どもは化学物質への感受性が高いとされており¹⁸⁾、シックハウス症候群や喘息、アレルギーのお子さんなど化学物質過敏症を発症するリスクの高いお子さんも相当数いると思われませんが、学校での香料暴露が発症や重症化の最後の引き金にならないとも限りません。また、大人であっても、現在、喘息やアレルギー、慢性病に罹患している人など、化学物質の影響を受けやすい人々はたくさんいて、香料によって発症するリスクを抱えています^{8,15)}。

香料には安全性に関する問題もあります。香料にはアレルゲンとなる物質が多く皮膚炎や喘息を誘発し、また偏頭痛を誘発するほか、神経毒性や内分泌かく乱作用、変異原性、発がん性、発がん促進作用や異物排出能力阻害作用などを有するものがあり^{10,11)}、香料あるいは香料を含む製品のすべての安全性が担保されているわけではないのに、多くの人はそのような認識を持っていません。

香料は、人間の鼻腔の深部まで送り込まれ、匂いとして感じられることによって効果を発揮する、すなわち被曝することを前提として作られている複合化学物質で^{10,11,19)}、10種から数百種もの物質を混合し溶剤を添加して処方されていますが、製品での表示は「香料」と一括表示が認められ成分を明らかにしなくてもよいことになっており、安全性は、業界の自主基準である国際化粧品香料協会（IFRA）の「IFRAスタンダード」を遵守することで担保され则认为られているだけです^{10,20)}。また、化粧品などの安全性保証は、企業の自己責任に基づいて行うことにしかならず、薬事法の「化粧品基準」（平成12年9月29日厚生省告示第331号）にも「香料」に対する明確な規制はありません²¹⁾。

EUの化粧品に関する規制「EU化粧品指令：76/768/EEC」（※2013年7月11日以後は「EU化粧品規則(EC) No.1223/2009」²²⁾に移行、各国に法制化を求めていたものがEU共通の直接規制となる）では、香料に関して26種の物質をアレルギー物質として、製品ラベルへの表示を義務化しています^{21,23)}。これは、欧州委員会の科学委員会の1つSCCNFP（現SCCS、消費者安全科学委員会）の1999年の意見書を受けて2003年の改定で盛り込まれたもので、同委員会は、その後も調査を継続し、昨年、アレルゲンとして確定された82種類と動物実験で確認された19種類、アレルゲンの可能性の高い26種類の計127種類の物質について、製品ラベルに表示すべきであるとの意見書を提出しました^{24,25)}。その中で特に注意が必要な12種類の物質²⁶⁾は化粧品等の製品への配合率を0.01%以下とすること、その中の1種類の化学物質とこれまでに確定された2種類の天然香料とその主たる香気成分について配合禁止とすることを提言しています。また、その他のアレルゲンの可能性がある物質48種類もリストアップして、今後接触アレルゲンかどうか判断するためにさらなるデータが必要であるとしています²⁵⁾。

IFRA スタンダードでも、香料の他トルエンやベンゼン等の溶剤も含めた原材料について、使用禁止物質 80 件を定めている他、使用制限物質 102 件で配合量の上限を設けています²⁷⁾。しかし、化粧品やシャンプー等に含有される香料は 0.1~1%程度であるのに、それでも抗原性の強いアレルギー性接触皮膚炎を頻繁に起こす香料や、天然香料にも陽性率の高い要注意の香料があり²⁸⁾、日本皮膚科学会の接触皮膚炎診療ガイドラインにおいても、化粧品による接触皮膚炎の原因物質としてパラベンやホルムアルデヒドとともに香料があげられ²⁹⁾、原因解明に有効な検査であるパッチテストで複数の香料成分を含む試料が用いられています^{28,29)}。業界の自主基準のみに依拠している日本では、そのようにアレルゲンとして特定されている物質が、表示義務もなく何の規制もなく流通しています。近年の動向をみても、香りの強い製品が売れ始めると簡単に製品中の香料の含有量を上げるなど、香料業界は、このような現状で本当に自主規制しているといえるのでしょうか。

また、香料は成分が揮発して呼吸で体内に取り込まれるのに、吸入毒性についてほとんど検討されていません。厚生省生活衛生局の「芳香・消臭・脱臭・防臭剤安全確保マニュアル作成の手引き」（平成 12 年 3 月発行）では、「6. 過去の健康被害事例について（4）文献等からの情報」の項で、化粧品香料素材の安全性について業界のガイドラインは示されているが、「神経機能障害性や内分泌かく乱作用についてはまだ十分研究されておらず、今後の研究課題となっている」ことや、「一般的に気散する成分を含む製品（例えば化粧品、香水、殺菌剤、抗菌製品、芳香剤、いわゆるアロマセラピー用精油など）はその成分が顔面などの皮膚について吸着濃縮され、airborne allergens（*空気中のガス状や浮遊微粒子状のアレルゲン）となる可能性も考えられている」こと、「製品から気散した成分は主として吸入によって体内に摂取されると考えられるが、成分の吸入による毒性が検討されている場合は少ない」ことに触れています³⁰⁾が、13 年経った今もその状況はほとんど変わっていません。

着香製品にはさまざまな揮発性物質が含まれており、リモネンやエタノール、アセトン等が検出される他^{20,31)}、中にはアセトアルデヒドやホルムアルデヒド等の有毒な化学物質を発生する製品もあり³¹⁾、様々な製品を使用している児童生徒が多数集まって過ごす教室では、それだけ多くの物質により室内空気が汚染されます。特に香料等によってつらい症状が出る人にとって受動被曝の問題は深刻ですし、また、香りは個人的な嗜好もあるため、それらの香りを好まない人にとっても受動被曝により不快感やイライラ、集中できないなど心身にマイナスの影響が生じることも考えられます。香料で症状が引き起こされる自覚のない人であっても、室内空気汚染により健康を害される可能性があります。

香料の健康影響については、一般的疑わしさや懸念があるだけの状況ではなく、研究レベルでの実証も進みつつあり、EU では香料規制の強化に結び付くなど、政治的な動きはこれから更に国際的な流れになっていくはずです。アレルゲン物質も多く、遺伝毒性、発がん性等を有するものもある香料について、安全性審査を充実させ、無制限に宣伝させないようにすべきであり¹¹⁾、日本も業界の自主規制に任せて野放しになっている香料製品の氾濫に歯止めをかけるよう規制に乗り出すべきです。

一方、仮にすぐに国として規制導入に向けて取り組んだとしても、基準等の策定までには何年も待たねばなりません。すでに香料暴露に苦しんでいる多くの人や、新たな健康被害の発生も続いており、法令等の整備が未だ整わない現状では、公共の施設や公共輸

送機関など公共の場では香料や消臭剤の使用を抑制あるいは自粛するようになる必要があり¹¹⁾、貴省でできることとして、学校等における「香料自粛の取り組み」を進めていただきたいのです。

今の香りの強い柔軟剤ブームの火付け役となったのは米国製柔軟剤ですが^{7,32)}、米国でも着香製品による健康被害が深刻化し、各地で香料自粛の取り組みが広がっており、自治体によっては香料禁止方針や職員の香料自粛の行動指針を示しています³³⁾。また、カナダのノバスコシア州の州都ハリファックス地域都市は無香料の啓発プログラムを実施、2000年には「香料不使用の方針(No Scent Policy)」を市の職場から自治体施設の公共スペースに拡大することを評議会承認して、法による規制ではないものの公共施設での香料不使用の取り組みを自治体として奨励しており^{34,35,38)}、施設のホームページでも着香製品不使用のお願いや香料の問題に関する啓発がされています^{36,38)}。学校や図書館、バスでの着香製品の自粛など、この動きはノバスコシア州にも広がっているようです^{37,38)}。

日本で先進的に取り組んだのは岐阜市です。「香料自粛のお願いポスター」を全市的に掲示して呼びかけるキャンペーンを始めたのが2005年で^{32,39)}、その後2008年から2009年頃に、岐阜市のポスター⁴⁰⁾や公共の場での香料自粛を初めて呼びかけた水郷水都全国会議での掲示ポスター⁴¹⁾の文面等を参考に、各地の自治体で独自のポスターが作られ、ホームページで呼びかけたり、各地の学校や病院、公共施設等でポスターを掲示したりする動きが広がりました⁸⁾。

岐阜市や岐阜県は、香料の影響はすべての子どもたちの健康に関わる問題ととらえて、過敏症の子どもが在籍している学校だけでなく、各施設や各学校にポスターを掲示するよう通知を出しています。

しかし、多くの自治体では、基準となるポスターをHPにアップして掲示を勧めていても通知発出の対応はほとんどなく、掲示は各施設の判断に任されています。また、ポスターの掲示だけでは改善されないという実態もあり、香料の健康影響についての学校関係者の認識を深めるための啓発や、学校等における香料自粛を進めるための他の啓発方法等の工夫が必要で、また、化学物質に過敏な児童生徒等にいじめ等の二次被害が生じないようにする配慮も必要です。

学校の判断で、香料自粛のお願いのポスターを玄関や校舎内、行事の際の立て看板に掲示したり、行事の案内文書に、香水や整髪料等アレルギー反応を引き起こす恐れのある製品の使用を控えるようお願い文を掲載したりするなどの対応をしてくださる学校もあります。また、過敏症の児童生徒のためにと強調することで当該児童生徒が孤立したりすることのないよう、全生徒に、学校は、理由がある場合を除いて化粧品をつけてくる場所ではなく、特に強い香りはふさわしくない等の説明をするなど配慮してくださる学校もあります。ただ、個別対応として、化学物質過敏症の児童生徒のいる学校だけが取り組んでいるだけでは、当該児童生徒が高校や大学への進学後、他の学校で香料使用が当然のこととして過ごしてきた多数の生徒の中で個別配慮から香料自粛をお願いすることに非常に高いハードルが課せられてしまうという問題が生じます。個別の配慮を求めることだけで問題に対処することには限界があって、いじめや嫌がらせなど別の懸念も生じます。

学校での香料暴露に苦しむ子どもたちがいること、アレルギーや喘息、シックハウス症候群のお子さんなど、いつ香料暴露により化学物質過敏症を発症するかわからない子どもたちもたくさんいること、香料が発達途上にある子どもたちに健康上の悪影響を与える可

能性があることなどをまず先生方に知っていただきたいと思います。先生方に模範となって香料をできるだけ控えていただき、児童生徒や保護者に向けてアドバイスをしていたくことができたら、どんなに多くの子どもたちが救われることでしょうか。先生や職員の方たちに学校等での香料自粛に率先して取り組んでいただけるように、基準や参考を示していただけないでしょうか。

なお、ポスター案等の基準を示す際には、どうか、定義や説明は正確な表現で、誤解を与えないような表現にしてください。岐阜市や岐阜県のポスター⁴²⁾をはじめ現在多くの自治体で掲示されているポスターでは、化学物質過敏症の定義に関する記載が不十分ですが、岡山県倉敷市など一部の自治体で、厚生科学研究「化学物質過敏症に関する研究(主任研究者：石川哲北里大学医学部長(当時))」(平成8年度)で示された定義「最初にある程度の量の化学物質に暴露されるか、あるいは低濃度の化学物質に長期間反復暴露されて、一旦過敏状態になると、その後極めて微量の同系統の化学物質に対しても過敏症状を来す」⁴³⁾に準拠して見直され、一度に多量の暴露によるだけでなく微量でも長期間の反復暴露によっても発症することの両方について記載があるポスターがあります^{44,45)}。

化学物質過敏症の名称や概念については議論があり、平成15年度に厚生労働省で開催された室内空気質健康影響研究会により、既存の疾病概念で説明可能な病態を除外する必要性等があるものの「微量化学物質曝露による非アレルギー性の過敏状態」を示す病態の存在は否定できないとして、病態解明や感度や特異性に優れた検査方法、診断基準の開発等の研究の更なる進展が必要との見解が示されています⁴⁶⁾。報告書において、現状では混乱があるとして精度を高める必要性は指摘されていますが、「日本では石川らの提唱する『化学物質過敏症』が一般に使用されている」と述べられており、その後、平成21年10月には、標準病名登録マスターに「化学物質過敏症」が病名として登録されました⁸⁾。今後も研究の進展が望まれますが、現在のところ、一般には、石川らが提唱した概念、定義の大意が継承されて病名として使用されていると考えられます。

岐阜市をはじめ多くの自治体のポスターでは、「最初にある程度の量の化学物質に曝露して過敏状態になる」ことについては記載があっても、「低濃度の化学物質に長期間反復暴露して過敏状態になる」ことについて記載がなく、実態を表す正確な表現と言えないため、見直していただく必要があります。

また、アレルギーや喘息、咳喘息、偏頭痛の方など香料によって症状を引き起こされる恐れのある人は他にもいるのに、「化学物質過敏症の方に『とっては』」と、香料により症状が引き起こされるのは化学物質過敏症の患者だけであるかのような誤解を与える表現になっていることも問題ですが、これも見直した施設があります⁴⁵⁾。さらに、香水等着香のみを目的とする製品以外に強い香りを放出する製品が増えている現実に対応して、「柔軟剤」や「洗剤」「シャンプー」の強い香りの他、生徒の学校での使用頻度の高い「制汗剤スプレー」等に関する注意喚起が必要で、要望案^{4,5)}のように、現実や実態に即した誤解を与えない正確な表現のポスター案を示していただく必要があります。

誰もが等しく、香料によって健康を害されることなく、能力の発達に応じた教育を受けられるように、教育に関わる子ども・大人の心身を香料暴露から保護し、健康的な学習環境を確保するため、ぜひとも学校等における香料自粛の取り組みを進めていただきたく、上記の要望をいたします。

【参考資料・添付資料】

- 1) “健康的な学習環境を確保するために－有害な化学物質の室内濃度低減に向けて－”. 文部科学省. 2011.
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/04/27/1305480_01.pdf, (参照 2013-08-24)
- 2) “健康的な学習環境を維持管理するために－学校における化学物質による健康障害に関する参考資料－”. 文部科学省. 2012.
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1315519.htm, (参照 2013-08-24)
- 3) “住宅地等における農薬使用について(25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号通知)”. 環境省, 農水省. http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/pdf/20130426_jutakuch.pdf, (参照 2013-08-24)
- 4) 保護者向け香料自粛お願いポスター要望案.
- 5) 児童生徒向け香料自粛お願いポスター要望案.
- 6) “新聞報道／記事に香料の問題をみる 香りで苦しむ人がいる「香料自粛」を”. 化学物質問題市民研究会. ピコ通信. 2010, 第 146 号, 3.
http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/tsuushin/tsuushin_10/pico_146.html, (参照 2013-08-24)
- 7) 国内報道香料関連記事まとめ「着香製品の市場動向等(2004-2013)」 2013.09.
- 8) 国内報道香料関連記事まとめ「香料・香水・着香製品と健康影響(2004-2013)」 2013.09.
- 9) 国内報道香料関連記事まとめ「新聞投稿記事(2003-2009)」 2010.08.
- 10) 渡部和男.“香料の健康影響”. 環境汚染問題. 2010.
http://www.maroon.dti.ne.jp/bandaikw/archiv/chemicals_in_general/fragrance_and_health.pdf, (参照 2013-08-24)
- 11) 渡部和男. 特集 除菌剤・消臭剤・香料とその影響：香料や消臭剤の健康への影響. 化学物質と環境. 2013. No.120, p. 7-8.
- 12) 厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室. 家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告. [http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/monitor\(new\).html](http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/monitor(new).html), (参照 2013-08-24)
- 13) 消費者庁, 国民生活センター. 事故情報データベースシステム.
http://www.jikojocho.go.jp/ai_national/, (参照 2013-09-19)
- 14) “柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供” 国民生活センター. 2013-09-19.
http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20130919_1.pdf, (参照 2013-09-19)
- 15) 香料自粛を求める会. 香料暴露体験事例集. 2013.
- 16) 香料自粛を求める会. 教育委員会宛て要望書. 2010.
- 17) “中学 3 年でCS を発症し寝たきり状態に 裁判を傍聴してください”. 化学物質問題市民研究会. ピコ通信. 2009, 第 128 号, 4.
http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/tsuushin/tsuushin_09/pico_128.html, (参照 2013-08-24)
- 18) 化学物質の子供ガイドライン「室内空気編」. 東京都福祉保健局.
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/kankyo_eisei/jukankyo/indoor/indoorindex/indoorairguideline.html, (参照 2013-08-24)
- 19) 渡部和男.“香料”. 環境汚染問題. 2013-08-24
http://www.maroon.dti.ne.jp/bandaikw/archiv/chemicals_in_general/fragrance_idx.htm, (参照 2013-08-24)
- 20) Brandy E. Fisher. “香料と過敏性 (Scents & Sensitivity)”. EHP. 1998. 渡部和男訳.

- 21) “「香料」に関する機関と規制”. 経済産業省特許庁. 2006
http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/hyoujun_gijutsu/kouryou/kisei.pdf, (参照 2013-08-24)
- 22) European Commission. Regulation (EC) No.1223/2009 of The European Parliament and of The Council of 30 November 2009 on cosmetic products .
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2009R1223:20130711:en:PDF>
- 23) European Commission. “EU でアレルゲンとされ、消費製品ラベルで確認される 26 香料のリスト”. 環境汚染問題. 渡部和男訳.
http://www.maroon.dti.ne.jp/bandaikw/archiv/chemicals_in_general/EU%20allergenic%20%20%20fragrances.pdf, (参照 2013-08-24)
- 24) European Commission’s Scientific Committees on Consumer Safety. “化粧品中のアレルゲン性香料(Allergenic fragrances in cosmetic products)”. 2012. 渡部和男訳.
http://www.maroon.dti.ne.jp/bandaikw/archiv/chemicals_in_general/SCCS%202012%20Allergenic%20fragrances%20in%20cosmetics.pdf, (参照 2013-08-24)
- 25) “Perfume Allergies”. European Commission’s Scientific Committees on Consumer Safety.
<http://ec.europa.eu/health/opinions/perfume-allergies/en/index.htm>, (参照 2013-08-24)
- 26) European Commission’s Scientific Committees on Consumer Safety. “表 13-5: 特に懸念される確立した香料の接触アレルゲン類(単一化学物質のみ)”. 2012. 渡部和男訳.
- 27) “国際化粧品香料協会(IFRA)が安全性向上の新基準を発表”. 共同通信 PR ワイヤー. 2013-06-19. <http://prw.kyodonews.jp/opn/release/201306192694/>, (参照 2013-08-24)
- 28) 皆本景子. 化粧品, 医薬部外品成分中の皮膚感作性物質と接触皮膚炎. 日衛誌. 2010, vol. 65, no. 1, p. 20-29.
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjh/65/1/65_1_20/pdf, (参照 2013-08-24)
- 29) 日本皮膚科学会接触皮膚炎診療ガイドライン委員会. “接触皮膚炎診療ガイドライン”. 日皮会誌. 2009, vol. 119, no. 9, p. 1757-1793.
http://www.jsdacd.org/html/contact_dermatitis_guideline.pdf, (参照 2013-09-19)
- 30) “芳香・消臭・脱臭・防臭剤安全確保マニュアル作成の手引き”. 厚生省生活衛生局企画課生活化学安全対策室. 2006.
<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manu/boushuzai/boushuzai.pdf>, (参照 2013-08-24)
- 31) Carol Potera. “着香製品は VOC 類のブーケを放つ (INDOOR AIR QUALITY: Scented Products Emit a Bouquet of VOCs)”. EHP. 2011. 渡部和男訳. 2012.
- 32) 花岡邦明. 特集 除菌剤・消臭剤・香料とその影響: 抗菌から香料へ、「清潔」が化学物質過敏症患者を苦しめる. 化学物質と環境. 2013.7. No.120, p. 9-10.
- 33) Tru Denton. “香料禁止: 新鮮な空気を吸いたい—さまざまな「香り」方針の取り組み (Fragrance Policies-Fragrance Bans: A Breath of Fresh Air)”. 2013. 石橋慶子訳.
- 34) Media Room: No-Scent Makes Good Sense. Halifax Regional Municipality.
<http://www.halifax.ca/mediaroom/scents.html>, (参照 2013-09-23)
- 35) “Halifax Regional Council Minutes, February 1, 2000”. p.12. Halifax Regional Municipality.
<http://www.halifax.ca/council/Minutes/2000/rc000201.pdf>, (参照 2013-09-23)
- 36) Gordon R Snow Community Center: Let's work and play together scent free!. Halifax Regional Municipality.
<http://www.halifax.ca/rec/CentresGordonRSnow.html>, (参照 2013-09-23)
- 37) Genevive Bjorn. “Halifax celebrates 20 years fragrance free”. The Daily Smell.
<http://dev.thedailysmell.com/2011/01/15/halifax-nova-scotia-celebrates-20-years-fragrance-free/>,

(参照 2013-09-23)

- 38) 石橋慶子訳. ハリファックス地域都市の香料不使用方針に関する参考資料翻訳文.2013
- 39) 高橋かん. 「香料自粛のお願い」～近くの公共施設、病院にお願いをしてみませんか. 化学物質過敏症支援センター. http://www.cssc.jp/kouryo_jisyuku.html, (参照 2013-08-24)
- 40) “香料自粛のお願いポスター”. 岐阜市. 化学物質に関する取組.その他の取り組み,資料. <http://www.city.gifu.lg.jp/12993.htm>, (参照 2013-08-24)
- 41) “香料自粛のお願いポスター”. 水郷水都全国会議 in はままつ. 2004.
- 42) “香料の自粛をよびかけるポスター”. 岐阜県教育委員会. 学校保健・食育・学校安全. シックハウス症候群、化学物質過敏症等の対応. <http://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku-bunka-sports/gakko-kyoiku/gakkohoken/>, (参照 2013-08-24)
- 43) “8「化学物質過敏症」とは”. 東京都福祉保健局. http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/kankyo_eisei/jukankyo/indoor/sickhouse_faq/sick_faq_08.html, (参照 2013-08-24)
- 44) “香料使用自粛のお願い～困っている人がいます”. 岡山県倉敷市. <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/secure/26075/koryojisyuku.pdf>, (参照 2013-08-24)
- 45) “香料自粛のお願いポスター”. 愛知県立病院. 2012.
- 46) “「室内空気質健康影響研究会報告書：～シックハウス症候群に関する医学的知見の整理～」の公表について”. 厚生労働省健康局生活衛生課. 2004-2-27 . <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/02/h0227-1.html#betu>, (参照 2013-09-18)